

## 工業ギルド (三)

松崎實次

(三六) 三六

## 五、工業ギルドの衰微

## 1、内部的原因

## 2、外部的原因

## 六、工業ギルドの都市及び産業界に及ぼしたる影響

## 1、工業ギルドの都市に及ぼしたる影響

## 2、工業ギルドの産業界に及ぼしたる影響

(完)

## 五 工業ギルドの衰微

工業ギルドは發生以來特權の獲得維持に努め、或る時は都市と戦ひ、又或る時は組合員以外の手工業者や商人ギルドなどと激烈なる競争や争闘をなしたが、幸に多くの場合に於て工業ギルドが勝利を博した。特に工業ギルドにとつて大敵は商人ギルドであつて兩者の衝突には激しきものがあり、多年に亘つて苦闘が續けられたけれども遂に前者が後者を壓倒し、其の地位を奪つてしまつたので、工業ギルドの組合員の經濟的福利は非常に増進されていつた。而して此の勝利とギルド統整のよろしきを得たことと、更に之等に加ふるに組合員の一致協力とに依つて其の發展が出来たと共に、此の組織が當時の經濟界に適合した制度であつた爲めにギルド組織は益々擴大

し、其の普及を見るに至つたのである。一一三〇にはロンドン・リンコルン・オックスフォードなどに織物工のギルドが存したるも未だ初期のことゝて勢力もなく、工業界に於ける重要な地位も得てはゐなかつた。然るに年の経過と共に各地に靴工・鞆皮工・手袋工・帶工・皮工・染物工等續々とギルドを組織するに至り、一三五〇にはロンドンだけでも、四〇の工業ギルドが活躍してゐた程であつて、誠に十三、四世紀に於ける工業ギルドの勢力は偉大であり、而も此の組織が各地の都會に迄普及したので當時の工業界の一大中心勢力となつてゐたのである。

斯く久しきに亘つて榮え工業界に勇飛した工業ギルドも十五、六世紀に入りては最早や凋落の秋風に見舞はれたのである。ギルド衰微の原因を吾人は何れに求むべきや。之を一つに求めんとするは愚である。昔歐洲の天地を支配したローマ帝國の亡びたのは、其の榮えつゝある間に既に帝國崩壞の要因が存してゐたのである。内には内訌に、外には外敵に苦しめられた。工業ギルド衰亡の原因も亦之に似たるものがある。左に英國に於ける工業ギルド微亡の原因を内部的原因及び外部的原因に大別して述ぶることにする。

### 1、内部的原因

#### イ、有力組合員の利己心による排他主義

工業ギルドは獨占的利益を得んが爲めに、同一都市の同一手工業に従事する者を、全部加入せしめんとしたのギルド發生初期のことであつて、其の發達すると共に漸次加入することを困難ならしめる排他政策が露骨に表はれて來た。元々ギルドは組合員相互に於ては、相互扶助主義であり博愛主義であつたけれども、組合員以外の

者に對しては排他主義であつたのである。然しながら前にも述べた様に發達の初期にありてはギルドはなるべく多くの組合員を得んとし、組合員たる資格についても寛大であつた。加入金の如きもごく小額でよかつたのに、今や其の額が非常に上げられた。而して初めには徒弟數の如きも無制限であつたのであるが、後には一人の親方の雇ひ得る徒弟の數に制限を加へた。それは他の目的もあつたけれども、一つは將來親方となる人數を制限し、組合員たる人數を少くせんとする目的でもあつた。更に進んでは組合員たらんとする者に殆んど禁止的條件が持ち出されたのである。即ち既に年期奉行も勤め上げ、旅修業を終つて親方たらんとするに際して、ギルドは一種の製作品 Master-piece, Meistersstück の提出を要求した。<sup>註二</sup>尤も此のマスターピースを提出せしめる最初の目的は組合員として優秀なる親方を集めんが爲めに、其の手段として單に技倆の優劣をためすためであつて、之はギルドが健全なる發達を遂げる上に必要なることであつたけれども、後には親方の人數を制限し少數の組合員が利益を獨占せんとする目的で之が提出を要求する様になつたのである。だから製作品の原料に高價なるものを用ひしめ製作品の検査も嚴重になつたので、技倆の劣る者は勿論、腕の自信はあつても、資金不足の爲めにギルドの要求する高價なる原料購入の不可能なる者は親方となることが出来ぬ様になつてしまつたのである。のみならず、多大の犠牲を拂つて漸く此の試験に合格すれば、引續いて親方となつたといふ披露の宴を盛大に開かねばならぬ。之が又金のない貧乏職人には出来ぬことである。だからギルドは排他主義實現少數組合員利益獨占の爲めに、多くの場合に於て不可能を強ひたのである。その結果一生涯親方になることの出来ぬ巡歴職工の數が漸増し、永久

に賃銀労働者として働かねばならぬ運命に服する者の數が増加したのである。茲に於て巡歴職工に階級意識が勃然として生じ來り、一つには親方に對する反感から、二つには彼等自身の利益擁護の目的から一三八一の農民暴動から間もなく巡歴職工ギルド *Journemen gild, yeom:in gild* を組織するに至り、其後百年間に其の數を増加した。一三八三年から一六九六年に至る三百年餘りの間にロンドン丈でも靴工・織物工・裁縫工・鍛冶工・大工・鐵工・鑄物師・武具工等の巡歴職工ギルドが續々發成し、コヴェントリー *Covestry* には機械工、エクセター *Exeter* 及びプリストン *Prioston* には裁縫工、オックスフォードには靴工の同種ギルドが組織されたのである。而して此の巡歴職工ギルドは親方ギルド——從來の古き工業ギルド——と度々戦つた末、遂に役員設置・總會・宴會其他の諸會合開催、慈善基金貯藏、制服着用等の諸特權を獲得することに成功したのである。

斯くの如く嘗ては親方ギルドの組合員であつた巡歴職人が、漸次親方ギルドたる工業ギルドから脱退してしまつたといふこと丈でも、親方ギルドにとつては勢力をそがれたことになるのに、更に脱退者が一丸となつて獨立のギルドを組織し、親方ギルドに對抗するに至つたのであるから、親方ギルドにとつては一大打撃と言はねばならぬのである。そのみならず、親方ギルドの組合員たる親方間にも亦軋駭を生じ分裂作用が行はれ始むるに至つたのは親方ギルドにとつては重々の不幸と言はねばならぬ。

ロ、民主々義に代りて貴族政治主義が行はるゝ様になりたること

工業ギルドは外部に對しては排他主義を採つてゐても、内部にありては組合員に機會均等を得せしめ、地位身

分、貧富の差を可及的に小にして、ギルドの統整に關しても民主々義が行はれて來たのである。然るに後には何時とはなしに組合員の財産の均衡が破れ、一部の者は多くの財産を擁して勢力を振ひ、ギルドの支配權を握つて貧乏な組合員を壓迫してしまつて、遂に貴族政治が行はれる様になつてしまつた。ロンドンのギルドでは、富みたる組合員は高價なる制服を買入れて祭典儀式等に於て行列をなす時などに着用し、一見之を着せざる組合員との識別を明かにし之を一種の誇りとしたのである。此の制服着用の一團を「制服組」liveryと言ひ、之を着用せざる一團を「非制服組」Non-liveryと稱してゐたのであつて、十五世紀に入りては早くもこの區別が階級別となつてしまひ「制服組」と「非制服組」とが對立する様になつてしまつた。而して此の制服組の者がギルドの政策を實行したのでギルド統治の實權は此の階級の手に落ち、彼等はギルド内部に於ける貴族であり、優越せる一階級となり勢力を濫用して他を壓し、私利を食ふことは珍しくなかつた。之が爲めに今やギルドの政治は發展の初期に於けるとは全く異りギルド全體の發展の爲めには行はるゝことなく、少數の富者たる貴族階級の利益の爲めに行はるゝ様になつてしまつた。其の結果多數を占める一般の經濟的利益は少數たる貴族階級の爲めに蹂躪されてしまつた。だから前にも述べた様に最初は親方相互扶助、組合員共存共榮の精神は失せて親方同志の間にも見にくい間斷なき軋轢が續けられたのであつて、従つて之がさしも榮えた工業ギルドの運命を死に導いたことは争はれぬ事實である。

## 2、外部的原因

イ、工業ギルドの存在せざる地方に工業の勃興したること

工業ギルド發生當時に於ては、工業は大部分都市の地域内で經營されて居り、而も同一都市内の同一手工業者は強制的にギルドに加入せしめられたから——大都市に於ては必ずしも全部加入せしむることは困難であつたが——ギルドに對して反對する者は同一種類の工業者には殆んどなかつた譯である。然るに都市の發達に伴ひ其の地域は擴大せられ、手工業者も増加して來てやがてギルドに加入せざる者も段々殖えて來た。そこでギルドでは初めの間は之等を誘ひて加入せしめんとし、若し加入せざる者に對しては極力取締を嚴重にし、後には同業者の新加入を困難ならしめて排斥をなしたから、非組合員たる手工業者はギルドの壓迫に堪へ兼ねて郊外に逃れ、ギルドの束縛を脱して獨立して工業を營んでゐる有様であつた。而して英國に於ては十五世紀及び十六世紀に入りてよりは、斯くの如き手工業者の數が増したると共に、從來工業ギルドの存在しなかつた農業地方や新興都市に新しい工業、特に毛織物工業が續々發生し、發達する様になつたので、ギルドに加はらざる手工業者の數は頓に増加した。而して之等の手工業者は全くギルドの統整から解放されてゐて、而も盛にギルドに對抗しつゝ活動して繁榮に赴いていつたから、従つて工業ギルドの勢力は弱められる結果になつてしまつたのである。

ロ、資本主義の發展せること

資本主義の發達は工業發達に貢献した所が大なるは言ふ迄もないが、ギルド制度とは相入れぬものである。何となれば工業ギルドは小資本を以て經營せらるゝ小規模の手工業を土臺として、其の上に築き上げられたる工業

制度であるから、工業ギルドの存在は手工業の存在を必要條件とするは勿論であつて、一度大資本が工業に用ひらるゝに至れば、手工業存在の意義は失はれ、従つてギルド制度は打破られてしまふからである。單に工業ギルドのみならず手工業制度に相次いで起つた家内工業制度と雖も大資本の企業界への進出と、精巧なる機械の發明とによりて破壊さるゝに至つたことは經濟史の示すところである。

ハ、中央政府の權力が増大したること

工業ギルドが勢力を得るにつれて排他政策は強く行はれ、獨占の弊は各方面に現はれて來たから、消費者や労働者の間にも不平の聲が盛に起り、非組合員の反對運動も起つたけれども、何しろギルドの勢力の偉大なる爲めに、依然としてギルドの横暴を縦にせしむるより外に道がなかつた。此の状態を見た政府は嚴重なる取締をなすの要あるを痛感するに至つたのである。古くはギルドは國家に依りて認められ保護されてゐたのであるが、しかしギルドが國家や都市の保護の恩を忘れて特權を濫用し、弊害百出するに及んだので、既に十四世紀の後半には可成干渉の手が延ばさるゝ様になつた。十五世紀に入ると中央政府の權力が頓に加はり、愈々強き干渉が試みられるに至つたのである。其の一、二の例を示せば、ヘンリー六世 Henry VI 1422-1461 は一四三七年に法律を發布してギルドは治安判事 Justice of Peace の面前で其の登記をなすべきことを要求したるが如き、ヘンリー七世 Henry VII 1455-1509 は一五〇三—四年の法律に依りてギルドの規則は國家が左右することが出來、又ギルドの紛争は國王の任命せる裁判官が之を裁判することが出來る様にしてしまつた。越えてヘンリー八世 Henry VIII 1509

1554の時代に入りては、一五三一—一五三七年の法律で加入金を二十志以上徴集することを禁じ、徒弟期間満了後獨立して工業を創始しないといふ口約が、徒弟と親方との間に結ばれてゐる場合が多かつたので之を嚴禁してしまつた。次にエドワード六世 Edward VI 1547—1553のギルド取締に關する法律は嚴格を極めたものであつて、社交ギルド Social guild 及び宗教ギルド Religious guild の財産を全部沒收してしまひ、宗教的的目的のために使用さるゝ工業ギルドの財産を沒收してしまつたのである。之は一五四七年のことであつた。最後にギルドに最後の致命傷を與へたのは一五六三に定められたエリザベス女王 Queen Elizabeth 1538—1603の徒弟法 Statute of Apprenticesであつて、此の法律は二百五十年間も有効であり非常に有名なる法律である。其の要點を摘出すれば、

- 一、徒弟期間に關する規定——七年間とす。
- 二、徒弟たるの資格に關する規定——二十一歳以下の者にして、且つ多少の資産を有する父母あることを要す
- 三、職工たるの資格に關する規定——一定の徒弟期間親方の許にありて修業したる者たるを要す。
- 四、親方の雇傭する徒弟並に職人數に關する規定——徒弟三人を有する親方は職人一人を雇傭することが出来る。若し徒弟三人を超過する時には、徒弟一人に對して職人一人の割合で雇入れねばならぬ。
- 五、勞働時間に關する規定——勞働時間の限度は夏期には一日十二時間、冬期には日の出より日没に至る迄とする。

六、賃銀に關する規定——地方裁判所と市役所と協議の上毎年之を定む。



七、親方と職人・徒弟との紛争調停に關する規定——地方裁判所が調停の勞をとる。

以上述べ來つた様に相次いで制定せられたギルド取締に關する法律に依つて工業ギルドの活動は甚だしく不自由になり、其の範圍は狭められてしまつた。而して、ギルドの一大武器であつた所の特權は剝奪せられてしまふし、財産迄も沒收せられてしまつたから、ギルドの勢力は全く地に落ちてしまつたのである。嘗て意氣昇天の勢を示した工業ギルドも、今や全く破壊せられてしまひ、或は縮小して只其の殘骸を留めるに過ぎなくなり、政治上、社會上の重要さと經濟上の勢力も殆んど失つてしまつたのである。然しながらギルドの餘命は尙ほ幾世紀後迄も保たれてゐたのである。

次に佛蘭西及獨逸に於ける工業ギルドの衰微の原因に就いて見るに、大體英國のギルドの場合と大差はない。佛蘭西では十三世紀にはギルドは非常に發展してゐたけれども、十五世紀末葉には餘程衰へてきた。同政府の干渉は英國のそれよりも強く行はれた。ルイ十一世 Louis XI 1461—1483 は組合員でない者でも、都市の郊外では工業を經營し得る特權を與へ、又親方でなくともギルドに加入し得る特權を附與したのである。十六世紀になると時々ギルド取締法が發布せられて嚴重なる取締りが行はれ、十七世紀の後半には、ギルド制度は崩壊してしまつたのである。其の後有名なる政治家コルベヤ Cobden は工業ギルドは工業の發展や統整の上から見て、必要であるとなして一時其の復活を見たが、十八世紀の後半チュルゴー Turgot がルイ十六世 Louis XVI の朝にギルドの特權を剝奪する法令を定め、其の廢止に努めた結果、ギルドは實力を失ひ漸く餘命を保つてゐるに過ぎなくなつて

しまつたのである。

獨逸でも工業ギルドが普及して來たのは十三世紀に這入つてからのことであるが、英佛に於けるが如くにギルドが排他政策を行つてゐたことは兩國と同様であつた。之が爲めに不平不滿の聲が起り、反抗運動も盛になつて來て、十五世紀には早くも巡歴職工のギルドが組織せられ、段々其の數も増加して來た。而して巡歴職工ギルドの最も繁榮に赴いたのは一四五〇年から一五五〇年に至る百年間であつたが、其の後には國王の壓迫が強くなつてきたので、親方ギルドと共に衰ふるに至つたのである。しかしながら獨逸では英國よりも遅く迄工業界に資本の不足を感じてゐたので、ギルド制度は衰微したとは言へ、英國に於けるよりも遅くまで即ち十九世紀に這入つてからも尙ギルドは工業生活上重要な地位を保持し得たのである。<sup>註三</sup>

註一、Chapman, An Historical Introduction to Social Economy, p. 123.

註二、英國では此の制度存在せず。

註三、Ogg, *ibid.*, pp. 53-59

Chapman, *ibid.*, pp. 129-137

## 六 工業ギルドの都市及び産業界に及ぼしたる影響

1、工業ギルドの都市に及ぼしたる影響

中世紀に於ける工業は多く都市に發生し、茲に發達したのである。従つて手工業者の團體たる工業ギルドも亦

工業ギルド

(四五) 四五

都市に發生し、都市に發達したのは自然と言はなければならぬ。然しながら工業ギルドが各都市に生れてから之が發達して富み且つ榮ゆる迄には、多くの年月を費し悪戦苦闘を繰返したのであつた。鬭争の相手も時により都會によつて異なるけれども、之を大觀すれば、一、商人ギルド<sup>註一</sup> 二、商人ギルド員に非ざる商人、特に小賣商人 三、田舎地方に於ける手工業者 四、僧院に屬する手工業者 五、一般労働者 六、他の工業ギルド 七、都市等がある。<sup>註二</sup> 斯く工業ギルドは外部のものと戦つたのみならず、内部にありても富庶なる組合員と貧乏なる組合員との間に勢力争ひが起つて、之が工業ギルドを衰亡に導いた一因をなしたことは既に述べた所である。右列舉せる鬭争の相手方との關係の中で茲に述べんとするは單に都市との關係に就てのみに限ることとする。工業ギルドが發達の初期にありては都市當局のギルドに對する支配權が甚だ強かつたので、ギルドの取締を嚴重に行ふことが出來た。けれども工業ギルドは都市から壓迫を加へられながらも組合員の努力に依つて段々普及し、發達するに至つて努力も加へられて來た。そこで工業ギルドは愈々都市からの壓迫から逃れて組合自治を要求し之を實現せんとして市當局と激しい争をなしたのであるが、結局未だ其の目的は達せられずギルドが規則を作つたり、改廢したりする場合には其の案を市當局に提出して許可を受けなければならなかつたのである。此の状態にありては市當局の權力は充分にギルドに及んでゐるから、市當局に工業ギルドを市の利益の爲めに監督し、指導し、利用することが出來たのである。

組合員の伸びんとする意氣と努力とは都市當局の壓迫に依つて、却つて強められた。それは彼等自身の利益を

擁護増大せんとする念願と都市當局の壓迫に對する反感とによつたのである。而して兩者の争ひは愈々激しくなり、遂に組合員の多年の努力が酬られ工業ギルドの爲めに喜ばしい明い日が流れて來たのである。今や彼等は都市の束縛から解放され、都市の壓迫から脱出して、組合自治を實現し得たのである。十三、四世紀頃には工業ギルドは全盛に赴き、以前に都市當局から押へつけられてゐたに引きかへて、今や市政に逆手を延さんとし、市會議員の選舉に際しては、工業ギルドの組合員は盛に選舉運動を試みギルドに好意を持つてゐる候補者を後援するのみならず、組合員からも候補者を出だし、之を當選せしめて市會におくり、ギルドの利益の爲めに市政を行はしめ、市役所を利用するに至つたのである。其の結果従來都市で勢力ある者は多く地主であつて、従つて市會議員も地主が多つたので、自然市政も地主階級に利益の多い様に行はれてゐたのであるのに、今や地主の利益は無視せらるゝことさへあつて、新興の商工業の利益を圖らんとする市政が行はるゝに至つたのである。註三

## 2、工業ギルドの産業に及ぼしたる影響

最後に工業ギルドは産業特に工業に如何なる影響を及ぼしたかといふことに就いて一瞥することにす。本誌の前號經濟上の目的及び經濟上の目的達成方法の項を通讀すれば、大體其の影響を了知することが出来ると思ふが、工業の發達を阻止したる點も可成あるけれども、それよりは寧ろ其の發達に貢献する所が大きかつたと概言し得ると信するのである。例へば工業ギルドが經營の獨占をなしたるが如きは、非組合員たる手工業者にとりては彼等の經營する工業を發達せしめる上に大きい障害を與へたに違ひない。又ギルド全體の平和と發展とを圖ら

んが爲めになるべく自由競争を避け機會均等政策を採用して、資本及び勞働の統整、原料配給の調節を行ひ、生産の取締をなさんが爲めに資本額に制限を加へ或は、組合員と非組合員との共同事業の禁止、一組合員の使用し得る徒弟や巡歴職人數の制限の如き、或は原料配給の調節策として、製品の分量を制限し、原料の先買禁止をなしたる等は何れも個人主義的資本主義的經濟制度より見れば工業の發展を妨げたことは確である。けれども斯くの如き方法を講ずることに依りて、當時工業の中心勢力をなし、實際上工業の支配權を有してゐた工業ギルドの全員の共同的繁榮を圖らんとしたる努力は自ら工業の伸展に寄與することになつたのである。又特に生産の販路を擴張し、ギルドの名聲を發揚維持せんが爲めに製品の検査を嚴重に行つて、不正品や不良品を市場に出さぬ様にしたるが如き、深夜業を禁止して同様の目的を達成せしめんと努めたるが如きは、確に當時の工業を榮えしめた原因である。

徒弟制度の如きも時代に適したるものであつて、職業教育の中心をなしてゐた。而して此制度の許で一定年限<sup>註四</sup>の教育を受けて後巡歴職人となり親方となるのであつて此の教育制度が工業の發展に残したる功績は忘るべからざるものがある。

註一、工業ギルドと商人ギルドとの争闘に就ては他日詳論するつもりである。

註二、黒正殿譯マックスウェーバー社會經濟史原論二六六一—二七二頁

註三、Waters, A Short Economic History of England, 1922, pp. 67—38.

註四、商工經濟研究第四卷第三號 拙稿 工業ギルド一年期奉公の期間 六一頁 (完) (昭和五、一、一〇稿)